

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		児童手当の受給資格及び額の認定
根拠法令(例規)及び条項		児童手当法第 7 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 46 年法律第 73 号
関 係 条 項		同法第 4 条～第 6 条、同法施行令第 1 条～第 3 条、同法施行規則第 1 条
所 管 課 係 名		こども未来課 こども未来係
審 査 基 準	基 準	1. 当市町村内に住所を有する者のうちで支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし、又は生計を維持する者で次に掲げる場合のいずれかに該当すること (1) 父母が支給要件児童を養育していること。 (2) 父母以外の者が支給要件児童を養育していること。 (3) 養育者が自分のこと自分の子でない児童とともに養育していること。 2. 児童を養育している者の所得が同法施行令第 1 条に定める額に満たないこと。 3. 児童手当の額は、同法第 6 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とするものであること。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30～60 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		児童扶養手当の受給資格認定
根拠法令(例規)及び条項		児童扶養手当法第 6 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 36 年法律第 238 号
関 係 条 項		同法第 4 条
所 管 課 係 名		こども未来課 こども未来係
審 査 基 準	基 準	1. 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2. 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 3. 手当の支給要件は同法第 4 条に準じる。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30～60 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		児童手当の増額改定
根拠法令(例規)及び条項		児童手当法第 9 条 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 46 年法律第 73 号
関 係 条 項		同法第 4 条～第 6 条、第 8 条第 3 項、同法施行令第 1 条～第 3 条、同法施行規則第 1 条、第 2 条
所 管 課 係 名		こども未来課 こども未来係
審 査 基 準	基 準	1 新たに児童が出生したこと、配偶者の連れ子を養子として養育することとなったこと、父母の死亡した児童を養育することとなったことその他同法第 4 条に規定する要件に該当する児童が生じたこと。 2 児童手当の増額の認定は、同法第 6 条に規定する児童手当の額の認定の基準に従い行うものであること。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30～60 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		児童手当の未払請求
根拠法令(例規)及び条項		児童手当法第 12 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 46 年法律第 73 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		こども未来課 こども未来係
審 査 基 準	基 準	- 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。 - 中学校修了前の施設入所等児童が第 3 条第 3 項各号に掲げる児童に該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。 - 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。
	審査基準未設定理由	(ア)：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30～60 日程度
備 考		